

とようら公民館だより

3

月号（令和7年3月20日発行）

《編集・発行：とようら公民館》



とようら公民館 HP
(市公式 HP)



とようら公民館メール
QR または kou-toyouura@city.nasushiobara.tochigi.jp

班 回 覧

〒325-0022

那須塩原市東豊浦 23-110

TEL 0287-60-3122

FAX 0287-62-5169



令和6年度の

とようら公民館の

今年度は「あなたの WAKUWAKU 探してみませんか」をテーマに、4つのジャンル、4つのメニューで計16の講座からお好きな講座に参加していただいた【新講座】WAKU WAKU のほか、多くの方に喜んでいただいたハイキング、ピザ焼きが好評だったチャレンジキッズなど、新しい講座に力を入れました。今後もより多くの皆様に参加していただくため、引き続き様々な事業を展開してまいりますのでよろしくお願いいたします。

ご利用ありがとうございました。



おやし教室⑦・とようら学級⑦ 合同 SNS 活用講座

2月28日(金曜日)、おやし教室ととようら学級の第7回は、SNS 活用講座を合同で実施しました。今回は日本で最もユーザー数が多いSNSの「LINE」を公民館職員が使用方法について解説しました。

今回初めてアプリに触れた方も、早速受講生同士でグループを作ってみるなど、コミュニケーションツールとして楽しんでいる様子が見られ、SNSの便利さを実感している様子でした。



4月からの公民館の利用について再度お知らせします

広報なすしおばら 11月号(10月20日発行)及びとようら公民館だより 11月20日号でお知らせいたしましたが、令和5年3月に策定した「第3次那須塩原市行財政改革推進計画」に基づき、施設の利用者負担を適正化し、市民の公平な負担を図るため、公民館などの施設使用料の見直しが行われました。**新しい使用料は、令和7年4月1日から適用されます。**

【見直しに当たっての考え方】

原則有料

施設を利用する人と、利用しない人との公平性の確保。

原価計算により改定額を算出

人件費、維持管理経費、建物の減価償却費を積み上げて計算。

使用料は、受益者負担割合を考慮

公民館は、基礎的かつ必需的なサービスであるとの考えから、原価計算で算出した使用料金額の75%は公費(市)負担。利用者の受益者負担割合は25%で設定。

詳しくは市の公式ホームページ
(QR画像参照)でご確認いただけます



【とようら公民館の使用料】

部屋名称	現行 (1時間当たり)	改定後 (1時間当たり)
会議室・学習室・和室・調理室(旧称:調理実習室)・ 活動室(旧称:多目的ホール)	原則無料	50円

【使用料について】

- 使用料は、**公民館を利用する日に窓口にて現金又はQRコード決済**での支払いとなります。
- 自治会、地域コミュニティ団体、子ども会・育成会等公共性・公益性が高い団体の利用は使用料が免除対象となります。

※ なお、同じく令和7年4月1日から、使用後に利用報告書のご記入をお願いします。詳しくはとようら公民館へお問い合わせください。